

指定通所介護・指定第一号通所事業の運営規程

デイサービス 山の湯 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社 長寿の湯が開設するデイサービス 山の湯(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び、指定第一号通所事業の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護は状態(指定第一号通所事業にあっては要支援状態・事業対象者)にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定第一号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 指定第一号通所事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を用いた地域との交流に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービス 山の湯
- ② 所在地 茨城県高萩市上手綱 3028

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤 1名)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
従業者は、指定通所介護及び指定第一号通所事業の提供に当たる。
生活相談員 1名以上(サービス提供時間を通じて1名は必須、その他非常勤をおくこともできる)
生活相談員は、事業所に対する介護サービスの利用の申し込みに係る調整、従事者に対する助言及び技術指導を行い、他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。
看護職員 1名以上(機能訓練指導員と兼務)
看護職員は、介護サービスの提供に当たり、利用者の健康管理、相談・助言を行う。
介護職員 2名以上
介護職員は、介護サービスの提供に当たる。
機能訓練指導員 1名以上(看護職員と兼務)
機能訓練指導員は、日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の休日、年末年始(12月30日から1月3日まで)、及びお盆(8月13日から8月15日まで)を除く。
- ② 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分までとする。ただし、サービスの所要時間は、心身の状況、希望等におかれる環境を踏まえ作成するサービス計画書に位置づけられた内容により、適正に設定する。
- ④ 営業日以外を営業することを代表取締役が判断した場合、営業日とする。

(指定通所介護及び指定第一号通所事業の利用定員)

第6条 指定通所指定第一号通所事業の利用定員は次のとおりとする。

1単位 48名

(指定通所介護、指定第一号通所事業の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護、指定第一号通所事業の内容は次のとおりとする。指定通所介護及び指定第一号通所事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額で支払いを受けるものとする。

1 ① 食事の提供

② 入浴(一般浴)

③ 日常生活動作の機能訓練

④ 健康チェック

⑤ 送迎

⑥ 契約書に基づく加算内容の実施

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護、指定第一号通所事業に要した送迎の費用は、その実費を徴収する。

3 利用者の希望により通常の営業日及び営業時間帯を超えて通所介護を提供する場合、厚生労働大臣が告示する所定の延長加算の単位に基づき利用料を徴収する。

4 食費(おやつ代含む)は、720円、を徴収する。但し、諸般の事由により値引きがある。

5 おむつ代は、実費を徴収する。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高萩市全域(中戸川、大能、上君田、下君田、若栗、横川、旧高岡村を除く)、日立市(旧十王町、旧中里村を除く)、北茨城市(小川、才丸、花園、旧華川村、旧関本村を除く)の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。また実施にあたり、地域住民の参加が得られるように努める。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヵ月以内

② 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社 長寿の湯と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(記録の整備)

第13条 事業所は、利用者に対する通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管する。

(虐待の禁止)

第14条 サービス提供の従事者は、利用者に対して、心身の苦痛を与える行為や人格を辱める行為は、決して行いません。ただし、利用者又は他利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束を行う際の手続きについて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

改 訂

平成23年12月01日

平成24年05月01日

平成24年11月01日

平成25年04月01日

平成26年04月01日

平成27年03月11日

平成27年04月01日

平成27年09月01日

平成28年08月01日

平成28年10月01日

平成29年02月01日

平成30年07月01日

令和3年04月01日